

令和3年8月31日

第108回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機
処理することについて
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
妊産婦タクシー利用助成事業	令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 6 月 30 日までに提出された死産届のうち「母の住所」が神戸市であるものの、「母の氏名」、「母の満年齢」、「母の住所」を収集し、事務処理 PC で取り扱う。	令和 3 年 7 月 1 日	こども家庭局 家庭支援課
“こどもの教育” 法律相談 オンライン予約システム	市立学校園の園児・児童・生徒及びその保護者等を対象に、弁護士による法律相談を期間限定で実施するにあたって、オンライン上で予約することを可能にする。	令和 3 年 8 月 1 日	教育委員会事務局 児童生徒課
オンラインナーシング	市内医療機関等と連携し、ICT を活用して、在宅療養の慢性疾患患者の血圧・脈拍等の健康状態を把握し、必要に応じて主治医に報告し、医師の指示に基づく早期受診や適切な指導を実施し、重症化予防を図る。	令和 3 年 9 月 1 日	健康局 地域医療課
CyberOncology における二 次利用について	機械学習にて「日本人進行肺癌予後予測モデルの作成」等の研究を実施するにあたり、CyberOncology（癌患者におけるリアルワールドデータ）のデータを匿名化したデータを用いて共同研究先のデータセンターにアップロードを行う。	令和 3 年 11 月 1 日	神戸市民病院機構 法人本部経営企画室 情報戦略課

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
不法投棄防止カメラ画像 オンライン照会システム	防犯カメラ運用システムに関し、既存の神戸市防犯カメラ管理システム及び放置自転車管理システムと端末等を共用した各警察署とのオンライン照会システムを構築することで、各警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供することを可能とする。	令和4年3月1日	環境局 事業系廃棄物対策課
患者ID紐づけシステム	神戸市民病院機構4病院（中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸アイセンター病院）が、それぞれ独自に発行し管理している患者IDを相互に紐づける。	令和4年4月1日	神戸市民病院機構 法人本部経営企画室 情報戦略課

(様式4)

こ家第 2121 号
令和 3 年 7 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

妊産婦タクシー利用助成事業

2 システムの概要

健康局健康企画課より令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 6 月 30 日までに提出された死産届のうち「母の住所」が神戸市であるものの、「母の氏名」、「母の満年齢」、「母の住所」を収集し、事務処理 PC で取り扱う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 7 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて、
条例 11 条第 1 項 類型 10、条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

こども家庭局家庭支援課

(様式3)

企デ第 1605 号の 3
令和 3 年 6 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

妊産婦タクシー利用助成事業

2 システムの概要

健康局健康企画課より令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 6 月 30 日までに提出された死産届のうち「母の住所」が神戸市であるものの、「母の氏名」、「母の満年齢」、「母の住所」を収集し、事務処理 PC で取り扱う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 7 月 1 日から

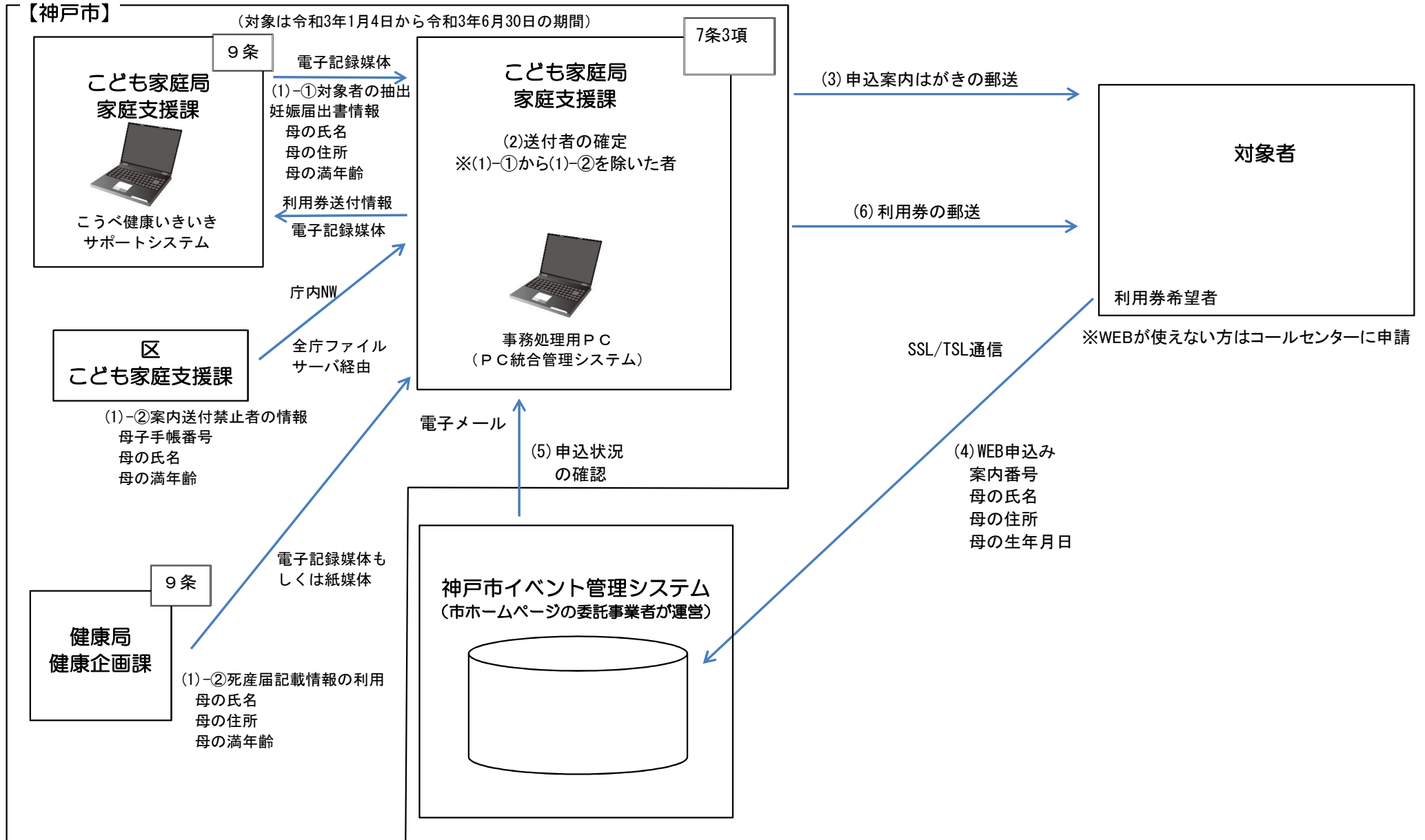
6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

こども家庭局家庭支援課

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について



(様式4)

教委児第 1124 号
令和 3 年 8 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長 田



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

“こどもの教育”法律相談 オンライン予約システム

2 システムの概要

市立学校園の園児・児童・生徒及びその保護者等を対象に、弁護士による法律相談を期間限定で実施するにあたって、オンライン上で予約することを可能にする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 8 月 10 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育委員会事務局児童生徒課

(様式3)

企デ第 1985 号の 2
令和 3 年 8 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

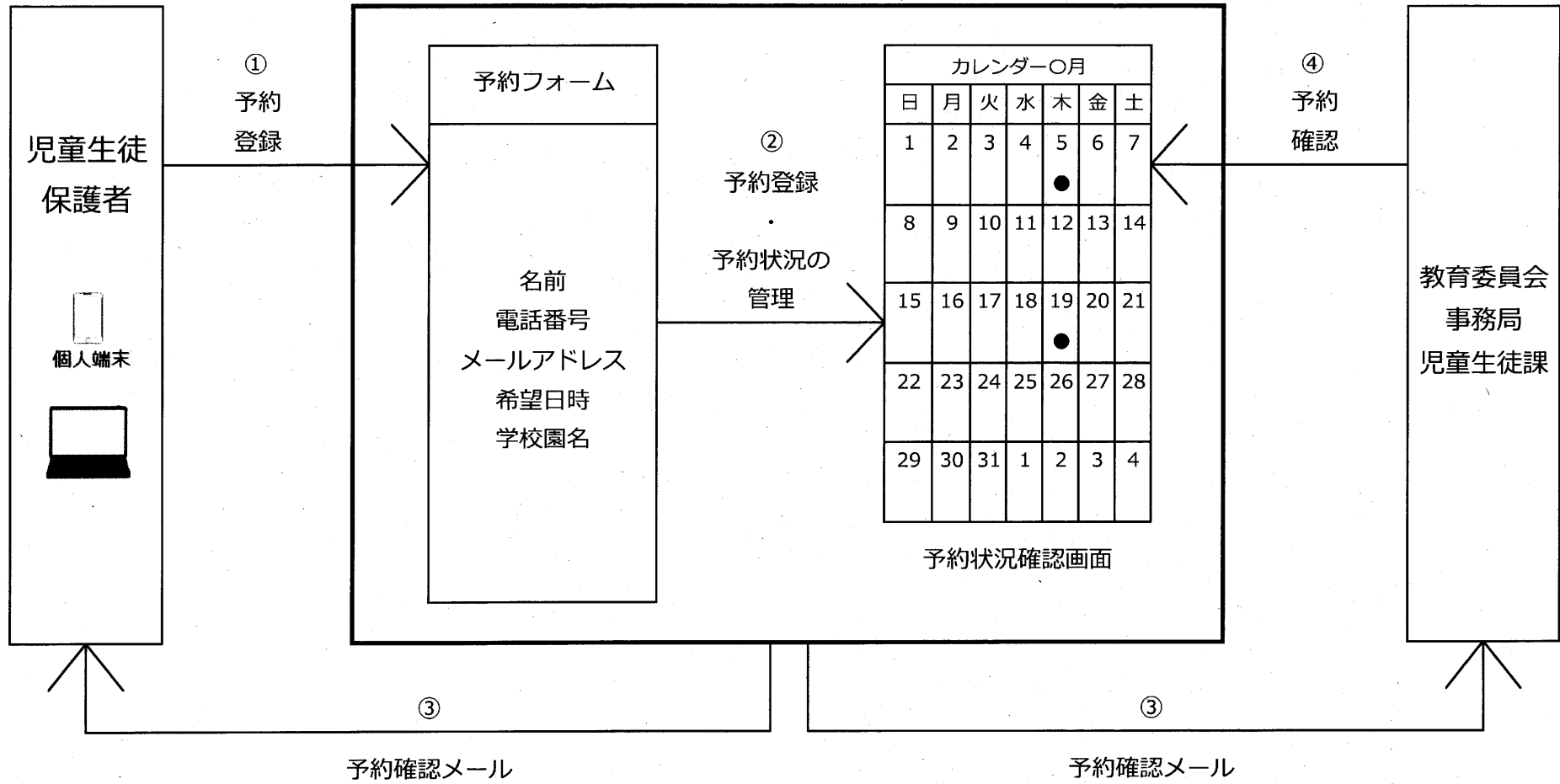
記

- 1 件名 (システムの名称)
“こどもの教育” 法律相談 オンライン予約システム
- 2 システムの概要
市立学校園の園児・児童・生徒及びその保護者等を対象に、弁護士による法律相談を期間限定で実施するにあたって、オンライン上で予約することを可能にする。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 8 月 10 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
教育委員会事務局児童生徒課

“こどもの教育”法律相談オンライン予約システムのイメージ

RESERVA予約システム

<https://reserva.be/>



(様式4)

神健地第1644号
令和3年8月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施することをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

オンラインナーシング

2 システムの概要

市内医療機関等と連携し、ICTを活用して、在宅療養の慢性疾患患者の血圧・脈拍等の健康状態を把握し、必要に応じて主治医に報告し、医師の指示に基づく早期受診や適切な指導を実施し、重症化予防を図る。

3 構築するシステムの構成図

別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ

別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期

令和3年9月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

健康局地域医療課

(様式3)

企 第 2306 号の 2
令和 3 年 8 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

オンラインナーシング

2 システムの概要

市内医療機関等と連携し、ICT を活用して、在宅療養の慢性疾患患者の血圧・脈拍等の健康状態を把握し、必要に応じて主治医に報告し、医師の指示に基づく早期受診や適切な指導を実施し、重症化予防を図る。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 9 月から

6 適用させる類型事項

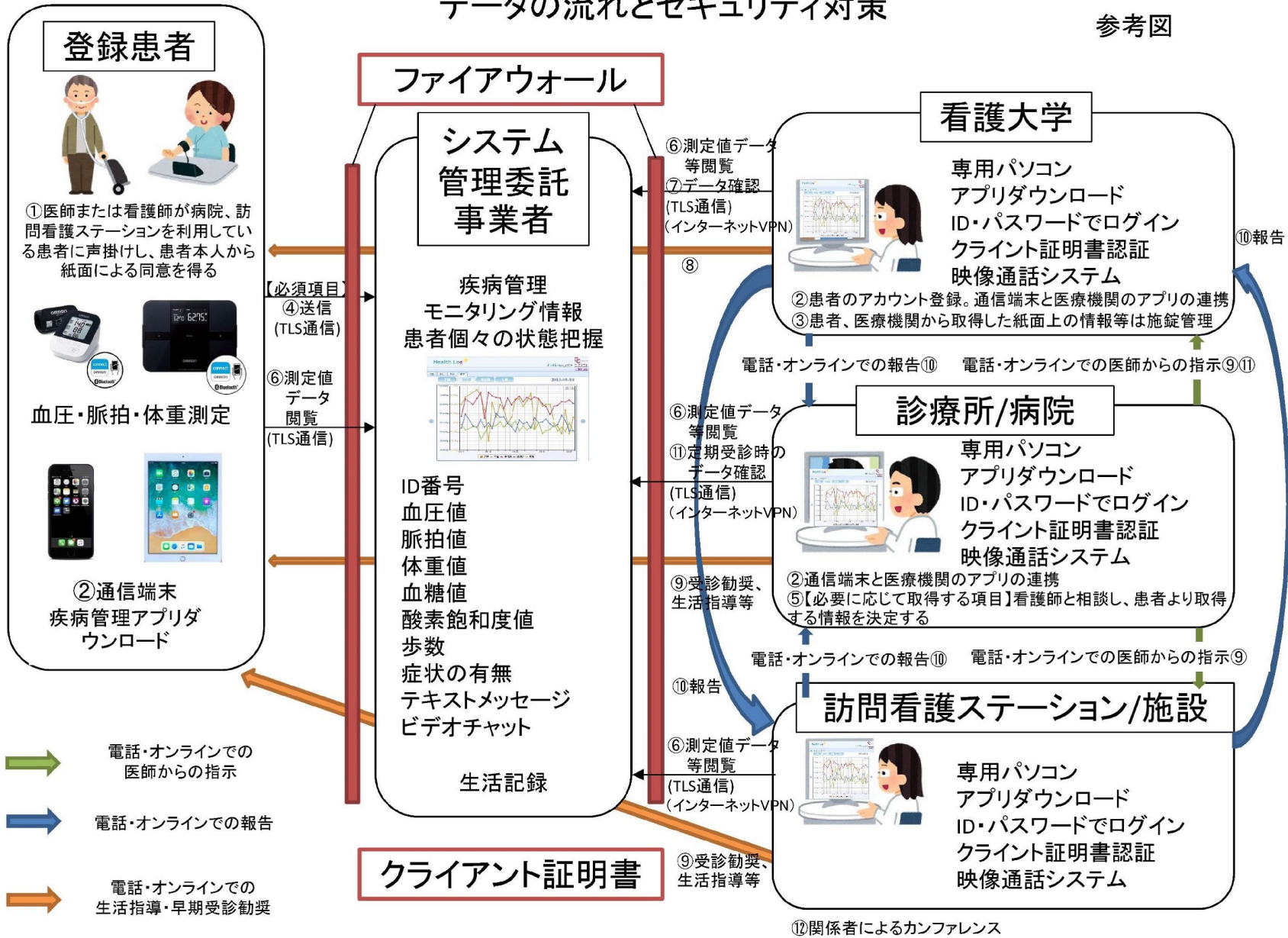
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関（所属の名称）

健康局地域医療課

データの流れとセキュリティ対策

参考図




(様式4)

神本部第208号
令和3年8月27日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

地方独立行政
神戸市民病院
理事長 橋本



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
CyberOncologyにおける二次利用について
- 2 システムの概要
機械学習にて「日本人進行肺癌予後予測モデルの作成」等の研究を実施するにあたり、CyberOncology（癌患者におけるリアルワールドデータ）のデータを匿名化したデータを用いて共同研究先のデータセンターにアップロードを行うもの
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年11月から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課

(様式3)

企デ第 2348 号の 2
令和 3 年 8 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

CyberOncology における二次利用について

2 システムの概要

機械学習にて「日本人進行肺癌予後予測モデルの作成」等の研究を実施するにあたり、CyberOncology (癌患者におけるリアルワールドデータ) のデータを匿名化したデータを用いて共同研究先のデータセンターにアップロードを行うもの

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 11 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

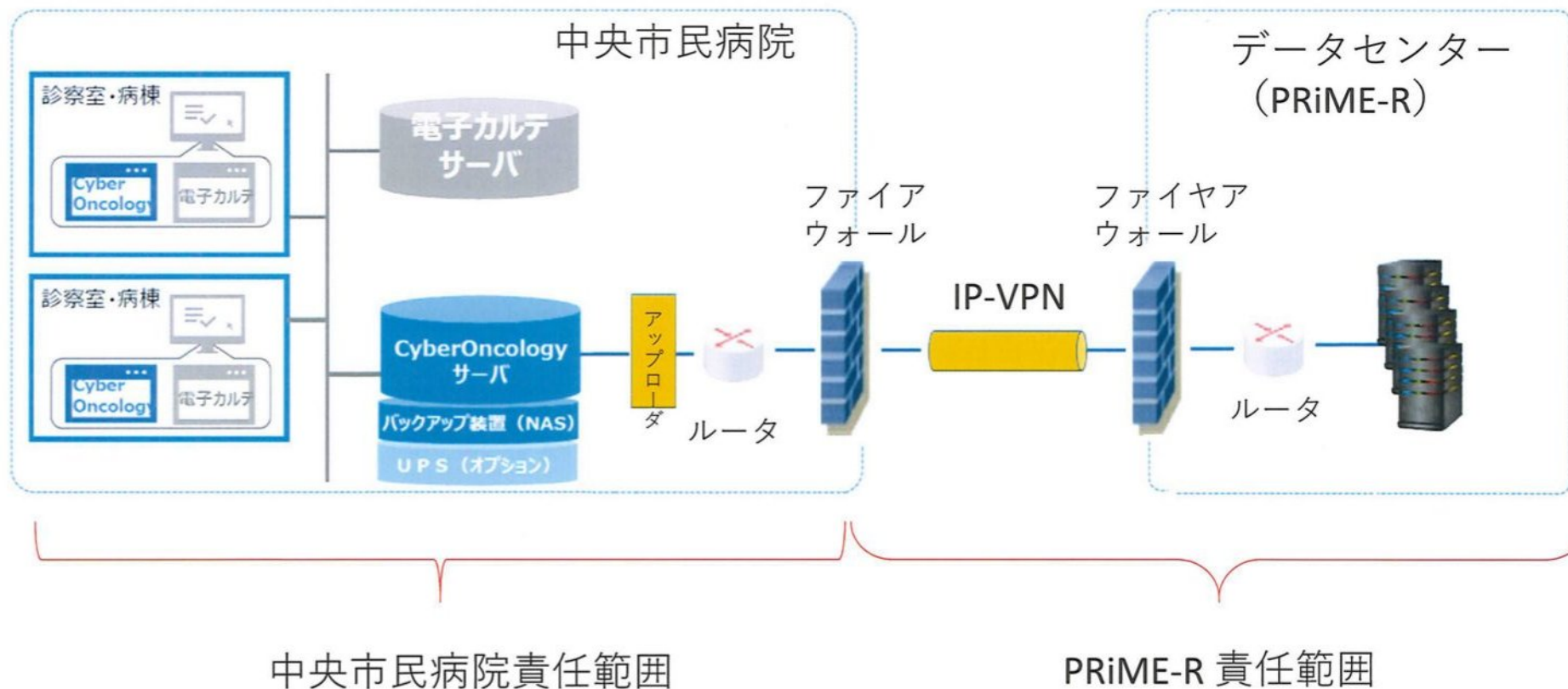
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

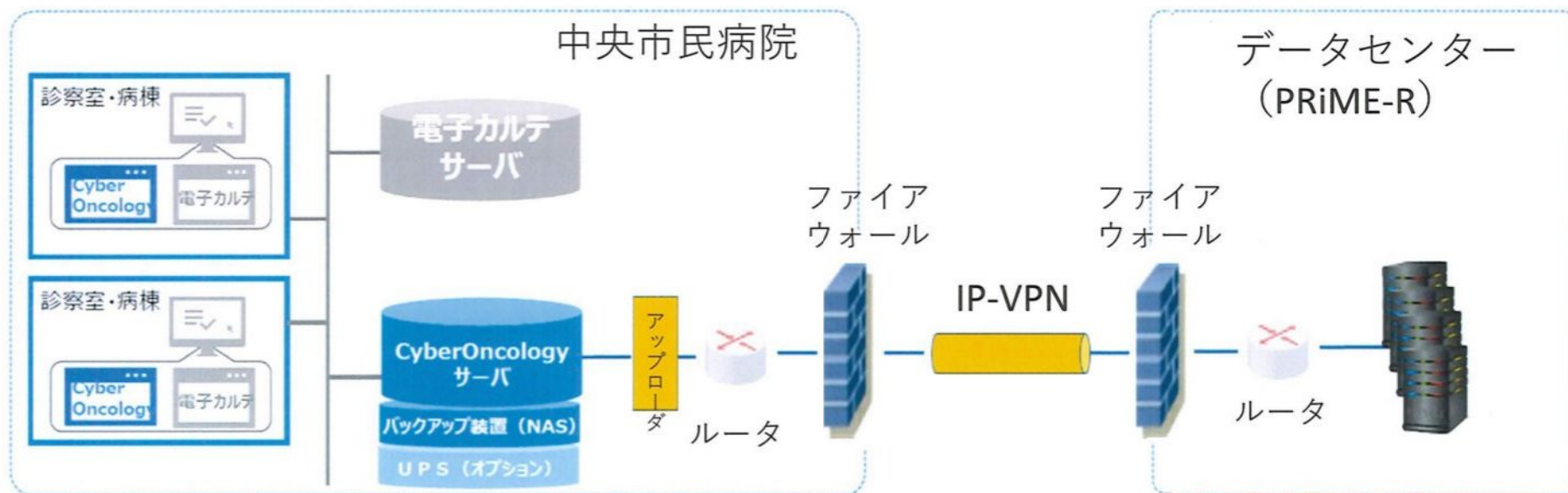
7 実施機関 (所属の名称)

神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課

1. システム構成図



2. 取り扱う個人情報データの流れ



- ① 電子カルテからCyberOncologyを用いてデータをCyberOncologyサーバに集積する。
- ② 研究対象データを抽出し、匿名化処理を施す。
- ③ IP-VPNを用いてデータセンターへデータを送信する。

(様式4)

環事廃第632号
令和3年7月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

不法投棄防止カメラ画像オンライン照会システム

2 システムの概要

防犯カメラ運用システムに関し、既存の神戸市防犯カメラ管理システム及び放置自転車管理システムと端末等を共用した各警察署とのオンライン照会システムを構築することで、各警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供することを可能とする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年3月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

環境局事業系廃棄物対策課

(様式3)

企デ第 1555 号の 2
令和 3 年 7 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

不法投棄防止カメラ画像オンライン照会システム

2 システムの概要

防犯カメラ運用システムに関し、既存の神戸市防犯カメラ管理システム及び放置自転車管理システムと端末等を共用した各警察署とのオンライン照会システムを構築することで、各警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供することを可能とする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 3 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

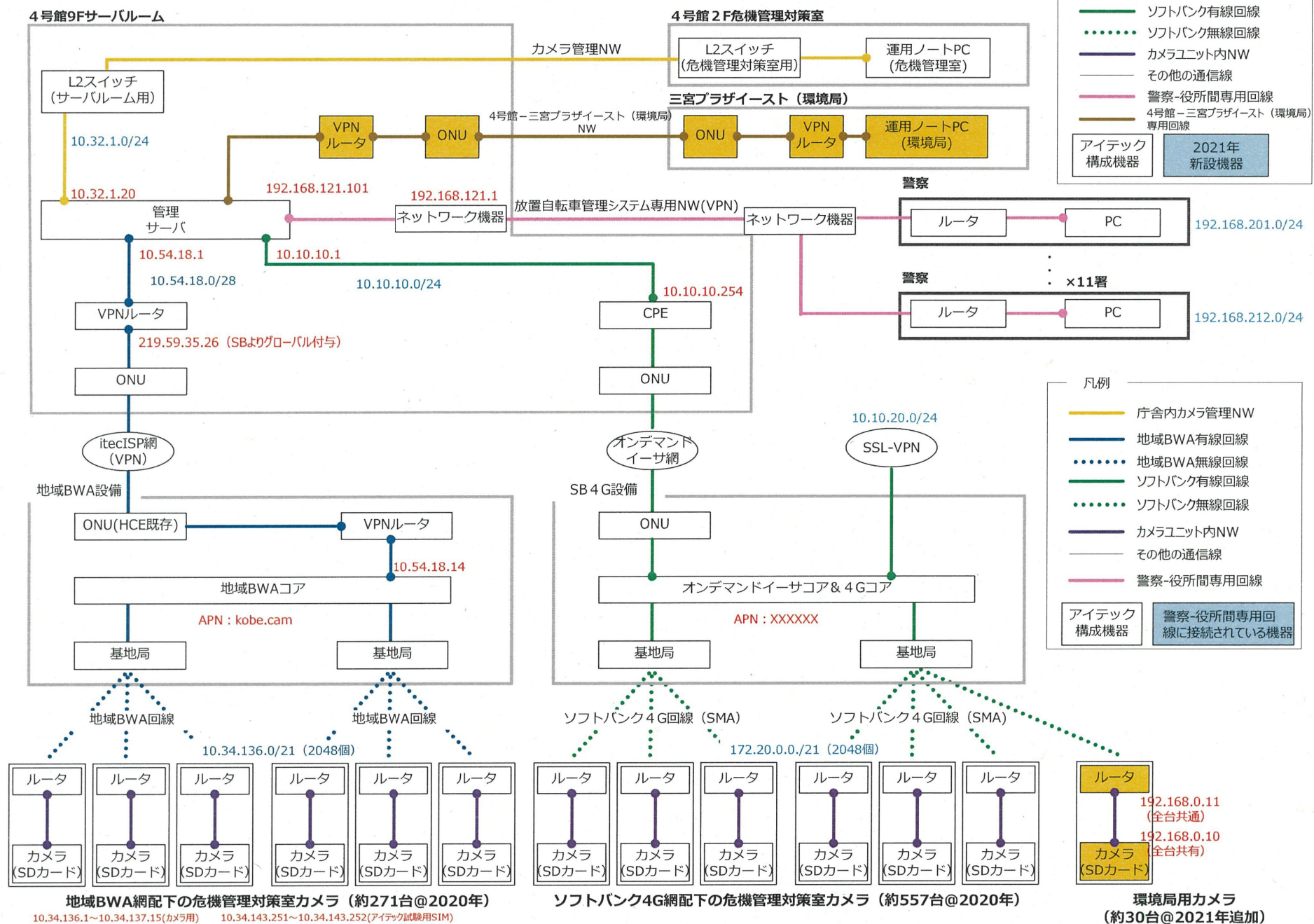
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

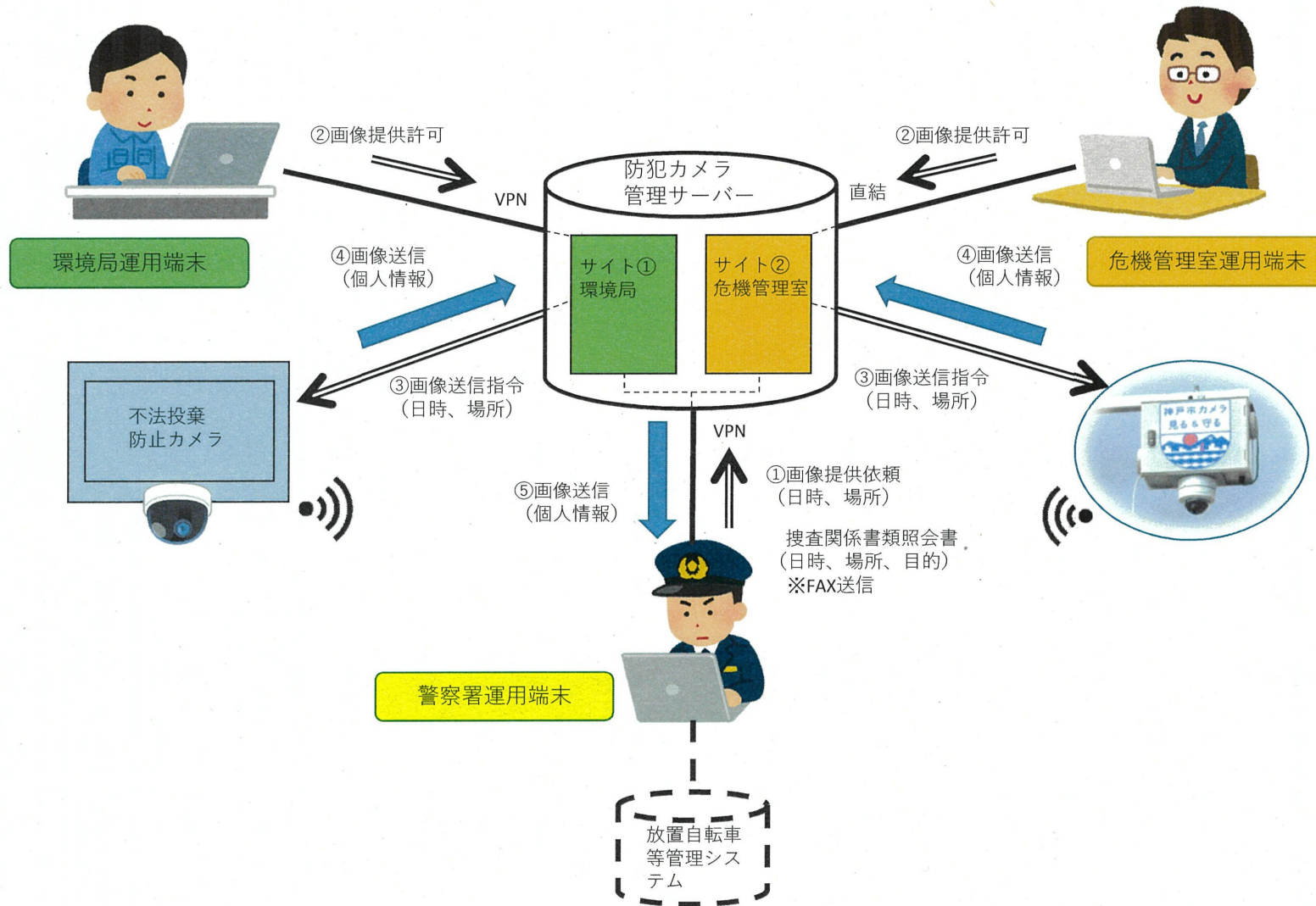
環境局事業系廃棄物対策課

神戸市 防犯カメラ管理システム構築 ネットワーク構成 (論理)

環境局追加版



不法投棄防止カメラ画像オンライン照会システム（防犯カメラ画像提供システム）

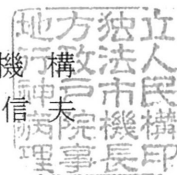


(様式4)

第神本部 207 号
令和3年8月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市民病院機構
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

患者 ID 紐づけシステム

2 システムの概要

神戸市民病院機構 4 病院（中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸アイセンター病院）が、それぞれ独自に発行し管理している患者 ID を相互に紐づける。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課

(様式3)

企デ第 2347 号の 2
令和 3 年 8 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

患者 ID 紐づけシステム

2 システムの概要

神戸市民病院機構 4 病院 (中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸アイセンター病院) が、それぞれ独自に発行し管理している患者 ID を相互に紐づける。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

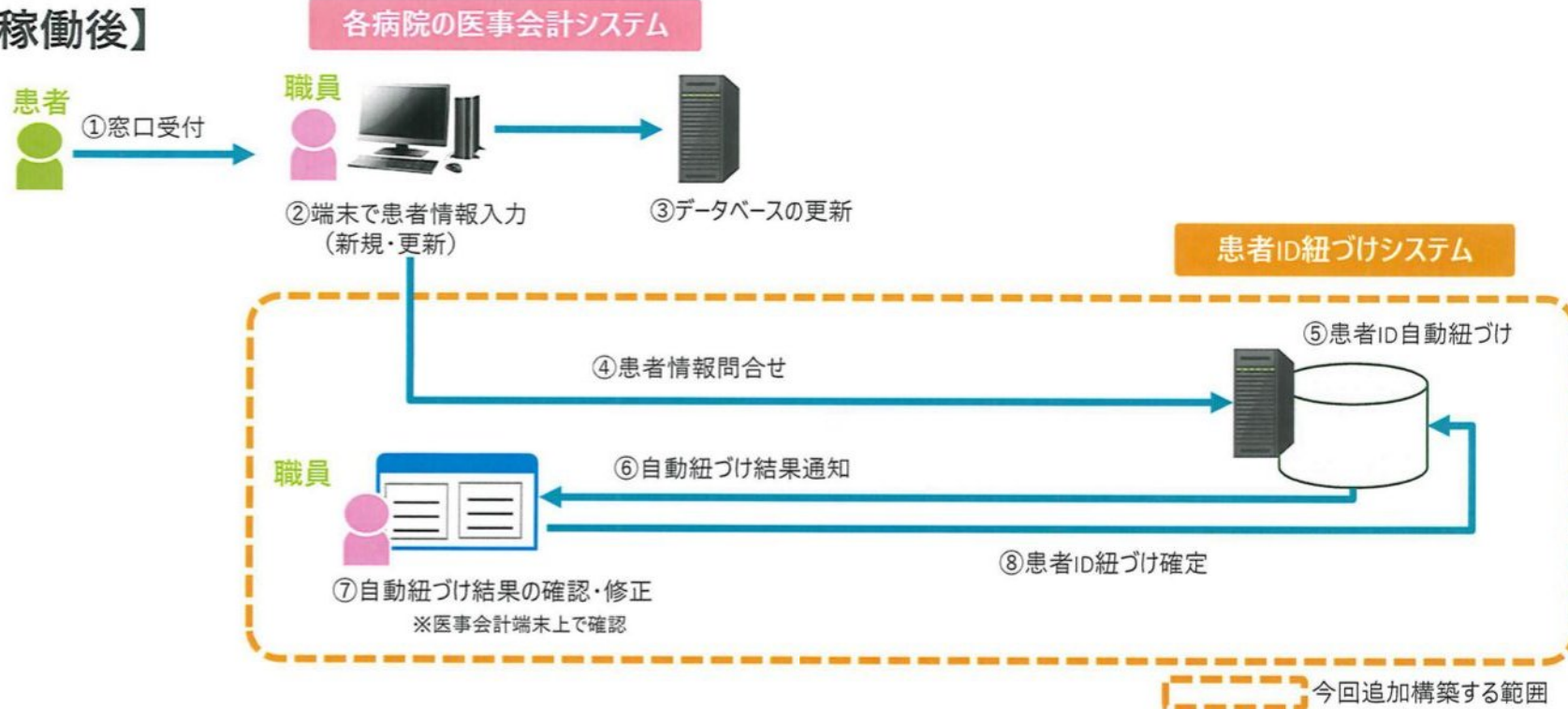
神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課

取り扱う個人情報データの流れ

【システム構築時】



【システム稼働後】



構築するシステム構成図

